

# 広島市ごみボックス購入等補助金交付制度(概要)

## 1 制度の目的

家庭ごみの収集のために屋外に設けたごみステーションにおいて、ごみボックス購入等を行う自治会等に対し、その費用の全部又は一部を補助することにより、ごみステーションの美観の向上、良好な衛生環境の確保、適正な維持管理の促進及び家庭ごみの収集効率の向上を図ることを目的とします。

## 2 補助対象団体

10世帯以上が使用する屋外に設けたごみステーションを管理している自治会等の団体（代表者）が対象となります。

※ 代表者とは、自治会、町内会等の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体及びごみステーションを使用する任意の団体の代表者をいいます。

## 3 補助対象経費

ごみボックスの購入、製作または修理に係る経費（設置費用を含む。）

※ ごみボックスの保守費用、土地賃借料等の経費及びごみボックスの移設・撤去・処分に係る経費は補助の対象外です。

## 4 補助金の額等

補助限度額はごみボックス1台につき5万円で、補助対象経費が3万円以下の場合は全額、3万円を超える場合は3万円を超える額の2分の1を加算します。（千円未満切捨て）

補助を受けてから一定期間（10年以上）が経過し老朽したもので、一定の要件を満たすものについて使用状況等を確認の上、適切に管理していたと認められる場合に限り補修に係る経費を対象に補助を行います。（この場合の補助限度額は3万円）

## 5 ごみボックスの形状等

| 形 状       | 説 明（具 体 例）                  |
|-----------|-----------------------------|
| 箱 型       | メッシュタイプ、ロッカー、コンテナなどの箱状のもの   |
| 物 置 型     | 物置、収納庫などの物置型のもの             |
| 一 部 開 放 型 | ブロックなどでコの字型の枠に囲まれ一部開放しているもの |
| 伸 縮 型     | 前後、左右、扇型などに伸縮するもの           |
| 折 畳 み 型   | 前後、左右、扇型などに折畳めるもの           |

## 6 設置・維持管理

ごみボックスの購入等に当たっては、設置場所の所有者及び近隣住民等の同意が必要です。また、道路上等に設置する場合は道路占用許可等が必要となります。

歩行者や車両の通行等の妨げとならないよう安全の確保に努めるとともに、紛失、盗難及び破損等のないよう適切に維持管理してください。

## 7 主な遵守事項

次の事項を遵守してください。

- (1) ごみボックス購入等を行った日から、ボックスを撤去・処分するまで適切に維持管理すること。
- (2) ごみボックス購入等の申請内容を変更又は廃止する場合は、市の承認を受けること。
- (3) ごみボックス購入等を行った日から5年の間に、申請内容を変更又は廃止した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求められることがあること。
- (4) ごみボックス購入等を変更又は廃止した場合は、設置場所を現状復旧すること。
- (5) ごみボックスの使用に際して生じた事故及び損害等については、すべて購入等を行った者の責任において処理すること。 など

## 8 申請から補助金交付までの流れ 《6月1日申請の場合》

### 申請書等の提出 《受付6月1日》

ごみボックスの購入等に係る費用、設置場所及び維持管理について、自治会等や使用者間で十分話し合ったうえで、補助金交付に必要な申請書類を各環境事業所又は業務第一課へ提出してください。設置場所については、所管の環境事業所との事前協議が必要です。また、道路占用許可等が必要な場合は、所管の区維持管理課等と事前協議を行うとともに、申請時には占用許可書等（写し）の添付が必要です。

《提出書類》 ごみボックス購入等補助金申請書類（下表のとおり）》

| 区分   | 申請様式等   | 購入/製作/修理 | 補修 |
|------|---|----------|----|
| 申請書  | 広島市ごみボックス購入等補助金交付申請書（様式第1号）   | ○        | ○  |
|      | ・ごみステーションの所在地等（別紙1）   | ○        | ○  |
|      | ・ごみステーションの使用者（別紙2）  | ○        | ○  |
|      | ・特別の事情（使用世帯が10世帯未満の場合）（別紙3 上段）<br>※10世帯未満で特別の事情がある場合に記載。                  | △        | △  |
|      | ・ごみボックス購入等の意思決定（別紙3 下段）   | ○        | ○  |
|      | ・関係図面・現況写真等（別紙4）  | ○        | ○  |
| 関係書類 | (1) 購入等の見積書（写し）   | ○        | ○  |
|      | (2) 事業収支予算書（様式第2号）  | ○        | ○  |
|      | (3) 土地所有者の同意書（様式第3号）又は土地管理者の占用・使用等許可書（写し）                                 | ○        | ○  |
|      | (4) 近隣住民の同意書（様式第4号）   | ○        | ○  |
|      | (5) ごみステーション管理規程（様式5号）  | ○        | ○  |
|      | (6) 既存のごみボックスの移設・撤去計画書（様式第6号）<br>※占用・使用が認められない公共用地に既存のごみボックスを設置している場合に提出。 | △        | △  |
|      | (7) 家庭ごみ収集依頼書（事前協議）<br>※ごみステーションを新設又は変更する場合に提出。                           | △        | △  |
|      | (8) その他市長が必要と認める書類  | △        | △  |

※○印の書類（△印は該当がある場合のみ）を提出してください。

### 補助金交付決定の通知(市) 《6月下旬頃》

補助金交付申請書及び関係書類の内容を審査したうえで交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知します。《広島市ごみボックス購入等補助金交付決定通知書（様式第7号）・不交付決定通知書（様式8号）》

### 補助金交付請求書の提出 《7月上旬頃》

《提出書類》 広島市ごみボックス購入等補助金交付請求書兼委任状（様式第12号）》

### ごみボックスの購入等の実施 《7月上旬(交付決定後)～》

ごみボックスの設置と代金の支払をします。  
※補助金の交付決定後であれば、補助金の受領前にごみボックスの購入等を実施することもできます。

### 補助金の交付(市) 《7月下旬頃》

### 補助金実績報告書(様式第13号)の提出 《9月上旬頃》

ごみボックスの購入等（設置、支払、補助金の精算）の完了後、10日以内の実績報告書を提出してください。

《提出書類》 広島市ごみボックス購入等補助金実績報告書（様式第13号）》  
添付書類：①写真、②領収証書の写し、③事業収支計算書（様式第14号）、④補助金精算書（様式第15号）、⑤既存のごみボックスの移設・撤去報告書（様式第16号）、⑥その他市長が必要と認める書類 ※⑤・⑥は該当のある場合に提出

### 補助金額確定の通知(市) 《9月下旬頃》

補助手続の完了です。ごみボックスを適正に維持管理してください。なお、完了後5年以内にごみボックスの設置を変更または廃止した場合は、補助金の全部または一部の返還を求められることがあります。

## 問い合わせ先

### ●各環境事業所等（貸与・補助制度について）

|   |   |  |
|---|---|--|
| 中環境事業所<br>☎082-241-0779 fax082-241-1407   | 南環境事業所<br>☎082-286-9790 fax082-286-9791   | 西環境事業所<br>☎082-277-6404 fax082-277-6406  |
| 安佐南環境事業所<br>☎082-848-3320 fax082-848-4411 | 安佐北環境事業所<br>☎082-814-7884 fax082-814-7894 | 安芸環境事業所<br>☎082-884-0322 fax082-884-0324 |
| 佐伯環境事業所<br>☎082-922-9211 fax082-922-9221  | 業務第一課<br>☎082-504-2220 fax082-504-2229    |  |

### ●区維持管理課（道路上のごみボックスの改善等について）

|   |  |  |
|---|--|--|
| 中区維持管理課<br>☎082-504-2577 fax082-504-2554  | 東区維持管理課<br>☎082-568-7739 fax082-262-6986   | 南区維持管理課<br>☎082-250-8956 fax082-252-7179   |
| 西区維持管理課<br>☎082-532-0946 fax082-532-0958  | 安佐南区維持管理課<br>☎082-831-4957 fax082-877-7749 | 安佐北区維持管理課<br>☎082-819-3941 fax082-819-3964 |
| 安芸区維持管理課<br>☎082-821-4933 fax082-823-6358 | 佐伯区維持管理課<br>☎082-943-9737 fax082-943-9765  |  |

## Q & A

### Q 1 なぜ、ごみボックス購入等の補助制度等を創設したのか。

ごみ置き場のステーション化の推進やごみステーションの適正な維持管理の促進、道路上のごみボックスの改善など、地域における家庭ごみの排出に関する課題等について、地域コミュニティ主体での取組を進め、その取組を通じて良好な衛生環境の確保、環境美化の推進等を図るとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的として“ごみ”ニティ活動支援事業を平成27年度から開始しています。

この事業を進めるに当たり、地域コミュニティ主体の取組を積極的に支援するため、ごみステーションへの管理用具の貸与制度及びごみボックス購入等の補助制度を創設しました。

### Q 2 10世帯以上が使用する屋外のごみステーションが対象とあるが、なぜ10世帯以上なのか。また、なぜ屋外のごみステーションだけが対象なのか。

本市では、一般廃棄物処理実施計画においてごみステーションによる排出を基本としており、広島市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱において、ごみステーションの設置基準を10世帯程度と定めており、これに基づいて10世帯以上を対象としています。

使用世帯数が10世帯未満である場合は、近くの使用世帯が少ないステーションや戸別世帯と合わせて10世帯以上となることを原則としています。しかし、地域の世帯数やコミュニティの範囲など、地域に特別の事情があるときは、事情を考慮して10世帯未満でも対象とする場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

また、屋外のごみステーションについては、カラスやネコによる被害がありその対策が必要であるため、屋外のごみステーションを対象とすることを原則としています。ただし、屋内のごみステーションであっても、吹き抜け部分など一部が外部に接し、カラスやネコの被害を防ぐ必要があるなど特別の事情があるときは、対象とする場合があります。

### Q 3 申請書はどこで配布しているのか。申請はどこにすればよいのか。

利用に当たっては、まず、業務第一課または各環境事業所までご連絡ください。

申請書の配布は、業務第一課・各環境事業所・各区維持管理課で行います。

また、市ホームページから、制度の概要、申請書の記入方法、申請書の様式などをダウンロードすることもできます。

市ホームページは、「トップページ→暮らし・手続き→ごみ・環境→ごみの分別・出し方→助成・手当（ごみステーション）→広島市ごみステーション管理用具の貸与制度及び広島市ごみボックス購入等補助金交付制度」と展開すれば、関係書類等を閲覧、入手できます。

申請の受付は業務第一課で行いますが、各環境事業所においても業務第一課への受付の取次ぎを行います。

#### Q 4 町内会未加入者も使用しているごみステーションの申請代表者は誰になるのか。

町内会又は町内会の班などが設置管理し、町内会未加入者も使用しているごみステーションについて申請する場合の申請代表者は町内会長又は班長等となります。

町内会がごみステーションの設置管理に関わっていない場合は、ごみステーションを使用している方々の中から話し合い等により決めた代表者が申請代表者となります。

#### Q 5 ごみボックス購入等の補助金交付制度はどのようなものか。

ごみ置き場のステーション化の推進やごみステーションの適正な維持管理、また、道路上的ごみボックスの改善を促すことを目的として、町内会・自治会などのごみステーションを管理する団体を対象に、ごみボックスの購入、製作、修理に要する経費の一部を補助するものです。

#### Q 6 補助制度を利用する場合の具体的な事務手順はどうなっているか。

(※ごみボックス設置の事前協議) →補助金交付申請→補助金交付決定→補助金交付請求→補助金の振込み→ごみボックスの購入等→補助金実績報告・補助金精算→補助金確定となります。(下線部分は市が行う事務です。)

※ 道路占用許可等を受ける必要がある場合は、道路占用許可等について区維持管理課へ事前協議の手続きが必要となります。

※ ごみボックスの購入等を急ぐ場合などは、補助金交付決定後であれば、補助金の振込前に先行してごみボックスの購入等を行うこともできます。

#### Q 7 補助の対象、補助金額、補助の条件はどうなっているのか。

##### 【補助の対象】

補助の対象となる経費は、ごみボックスの購入費、ごみボックスの製作費またはごみボックスの修理費が対象となります。(設置費を含みます。)しかし、ごみボックスの保守費や土地賃借料等の経費及びごみボックスの移設・撤去・処分に係る経費は、補助の対象にはなりません。

また、補助はごみステーション1か所につき1回限りとし、管理用具の貸与制度の利用者は補助を受けることはできません。

##### 【補助金額】

補助金額はごみボックス1台につき5万円を限度として、3万円までは全額、3万円を超える部分は2分の1を加算します。(千円未満切捨て)

補助金額の考え方については、管理用具として貸与するごみ収集枠(約15世帯用)の額が約3万円であることに加えて、ごみボックスの場合には設置費が別途必要となることが多いため、設置費用の一部も合わせた額としているものです。

##### 【補助の条件】

使用者間の話し合いにより管理者を選出するとともに、使用するごみボックスを含めたごみステーションを適切に管理することなどが条件です。

なお、令和9年3月31日までにごみボックスの購入等(設置・支払・補助金の精算)が完了しない場合や、ごみボックス購入等の実績が補助金決定の内容及びこれに付した条件

に適合しないときは、補助金の返還を求める場合があります。

道路上に既存のごみボックスを設置している場合は、現状のままで暫定的に道路占用許可を受けることができるものや、法面などに移設することで道路占用許可を受けられる場合がありますので区維持管理課に相談してください。

現地調査の結果、道路占用許可を受けてごみボックスの使用を続けるか、ごみボックスを道路上から撤去して新たにごみボックスの購入又は製作の補助金交付を受けるかを選択してください。補助金交付を受ける場合は、「道路に設置している既存のごみボックスの移設・撤去計画書」を添付して補助金交付申請書を提出してください。

また、私有地などに設置したごみボックス、道路上から法面などに移設して道路占用許可を受けたごみボックス、法面などにあり道路占用許可を受けたごみボックスなどについて、その後に破損等により修理を行う場合は補助の制度を利用できます。

しかし、道路上のごみボックスで、現状のままで使用不能となるまでの暫定的な道路占用許可を受けたものについては、使用不能となった時点で撤去する必要があるため、この修理に対する補助はできません。

#### Q 8 補助金の交付を受けて私有地に設置するごみボックスに営利目的の広告物を取り付けてもよいか。

私有地に設置するごみボックスに営利目的の広告物を取り付けることができることとしております。（道路上のごみボックスには、広告物を取り付けることはできません。）ただし、広告物付きのごみボックスを設置する場合は、「広島市屋外広告物条例に基づく許可」と「地区計画の区域は都市計画法に基づく届出」が原則として必要です。

広告物付きのごみボックスの設置を検討している場合は、市環境局業務第一課に協議した後、「広島市屋外広告物条例に基づく許可」については各区役所維持管理課へ、「都市計画法に基づく届出」については各区役所建築課へ協議のうえ、所定の手続きを行ってください。

（「広島市屋外広告物条例に基づく許可」の手続においては、所定の手数料が必要となります。毎年の継続許可手続きにおいても同様です。）

なお、いずれの手続も、設置する地域によっては広告物の設置が制限されること又は認められないことがありますので、関係課によくご相談ください。

また、「広島市ごみボックス購入等補助金交付申請」には、「屋外広告物の許可書」及び「届出に係る適合通知書」の写し（手続が必要な場合のみ）を申請書に添付する必要があります。

#### Q 9 補助金はいつ交付されるのか。ごみボックス購入等より前に振り込まれるのか、領収書の提出後に振り込まれるのか。

補助金は、補助金交付決定後に申請者が指定した口座に振り込みます。その後、ごみボックス購入等を行うこととなります。なお、ごみボックスの購入等を急ぐ場合などは、補助金交付決定後であれば、補助金の振込より前に先行してごみボックスの購入等を行うこともできます。

しかし、補助金交付決定日より前に先行してごみボックスの購入等を行った場合は、補助金の交付ができませんので注意してください。

**Q 1 0 既に補助を受けて設置しているごみボックスが古くなったが、自分たちで補修しなければいけないのか。**

補助を受けてから一定期間（10年以上）が経過し、老朽したもので、自ら修理ができないなどの一定の要件を満たすものについて、使用状況等を確認の上、適切に管理していたと認められる場合に限り補修に係る経費を対象に補助（1回のみ）を行います。（この場合の補助限度額は3万円です。）

**Q 1 1 道路上のごみボックスを一旦撤去し、そのごみボックスを利用して別の場所に新たに設置する場合に補助金は利用できるのか。**

このような場合は、道路上のごみボックスの単なる移設と認められるので、補助金を利用することはできませんが、道路上のごみボックスを撤去・処分し、新たなごみボックスを設置する場合は、その経費（撤去・処分費を除く。）に補助金が利用できます。

なお、道路上のごみボックスのうち、設置者が道路占用許可を受けて自費で道路の法面などに移設することにより、使用を続けることができる場合がありますので、区維持管理課に相談してください。

**Q 1 2 ごみボックスを撤去・処分する場合の費用に対して補助金の交付はあるのか。**

ごみボックスの撤去・処分の費用は補助金交付の対象になりません。

なお、撤去・処分が必要となったごみボックスは、一般の家庭ごみとして処理することになります。

ごみボックスのうち大型ごみに該当するものについては、本市に収集を依頼する場合は大きさに応じた収集運搬料金が必要となりますが、設置者自らが安佐南工場大型ごみ破砕処理施設に持ち込めば無償で処分します。ただし大きさによっては、本市による収集や安佐南工場大型ごみ破砕処理施設への持込ができない場合があります、その場合は、ごみボックスの設置者が撤去・処分の費用を負担することになります。